

## 南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	火災から身を守る
施策	火災予防・消火活動
時間軸	予防期～地震発生時
内容	<p>地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。</p> <p>また、予防査察の強化及び不燃化の促進を図る。</p> <p>さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるように、消防力の強化を図る。</p> <p>密集住宅市街地を改善して、市街地の火災の拡大を防止する。</p> <p>発災時には消火活動を行う</p>
実施主体、県の役割等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民・事業者は、地域や職場における消火・避難訓練を行う</li> <li>2 (市町村)消防活動 住民、自主防災組織等による、周辺地域の初期消火 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施 市町村が必要に応じて、他市町村及び県に応援要請</li> <li>3 (市町村)密集住宅市街地の改善</li> </ol>
法体系	消防法、消防組織法
取り組み状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域や職場における消火・避難訓練の実施</li> <li>2 消防活動 各消防本部における耐震性貯水槽の設置</li> <li>3 密集住宅市街地の改善 平成15年7月に国が発表した「地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地」(重点市街地)が高知県内には57.5ヘクタール存在。平成21年度完了予定で、35.9ヘクタールの改善事業を実施中。 密集住宅市街地の改善については、土地区画整理事業、街路事業、住宅市街地総合整備事業等既存の事業を組み合わせ実施</li> </ol>
課題	<p>火災発生防止のための必要な措置について県民に周知されていない。</p> <p>阪神淡路大震災では、消防水利が地震により破壊されたため、消火を十分に行うことができなかったため、地震発生後の消防水利の確保が課題</p> <p>密集住宅市街地の改善は、大規模な面的整備事業の導入が必要であることから、市町村の財政負担が多く、利害関係者も多数に上るため、事業の準備・実施に相当程度の時間が必要。残る重点密集市街地21.6ヘクタールの改善が課題。</p>
その他	<p>関東大震災の火災では、揺れで倒れた戸数の約1.7倍の戸数が、火災で焼失。</p> <p>兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)の火災では、地震発生直後から各地域において同時に多く(約300)の火災が起こり、特に神戸市内は大きな被害を受ける。</p>